

資料
〔翻訳〕

張 広良

「中国における知的財産権侵害の民事救済」(9)

第七章 謝罪、影響の除去

小口彦太・胡光輝 共訳

まえがき

第一章 序論 (第83巻第1号)

第二章 訴訟前の救済 (第83巻第2号)

第三章 訴訟中の救済 (第83巻第4号)

第四章 訴訟終了後の救済—知的財産権侵害の民事責任— (84巻第1号)

第五章 侵害の停止 (第一節~第二節 第84巻第2号、第三節~第四節 第84巻第4号)

第六章 損害賠償 (第一節~第二節 第85巻第1号 第三節~第四節 第85巻2号)

第七章 謝罪、影響の除去 (第85巻4号)

第八章 特定の状況のもとでの知的財産権の民事救済

第九章 知的財産権侵害の訴訟時効

第十章 知的財産権の民事救済と行政救済、刑事救済

結 語

第七章 謝罪、影響の除去

第一節 謝罪、影響の除去の概念及び中国の知的財産権侵害訴訟における
適用状況

一 謝罪、影響の除去の概念

謝罪と影響の除去は、中国民法通則第134条第1項に規定する2つ異なる民事責任方式である。謝罪は、民事責任方式の1つとして、中国の立法部門が過去の司法実践の経験(抗日根拠地、解放区の司法経験を含む)を踏まえた上で、制定したのであり、中国法にしかない独自の制度である⁽¹⁾。それは、一般道義上の謝罪を法律上の責任まで高め、国家強制力により保障し実施しているものである⁽²⁾。影響

(1) 顧昂然ほか『中華人民共和國民法通則講座』中国法制出版社、245頁。

の除去とは、権利侵害行為が権利者に悪い影響をもたらした場合、裁判所が権利侵害者に対して一定の方法で当該の悪い影響を除去させる民事責任方式である。⁽³⁾ 謝罪、影響の除去は、Trips 協定に求められている民事救済方法ではない。

二 謝罪、影響の除去の、中国の知的財産権侵害訴訟における適用状況

中国の知的財産権訴訟において、この 2 種類の民事責任方式に関する裁判所の適用は統一されていない。裁判所が異なれば類似の事件でも適用が異なるだけでなく、同じ裁判所でも、異なった適用がしばしばなされている。例えば適用要件については、主に以下のようなやり方が有る。

(一) 多くの事件において、裁判所は、謝罪、影響の除去は知的財産権侵害者が当然に負うべき民事責任であり、著作権、商標権、特許権、営業秘密権あるいは不正競争防止権のいずれにおいても、権利侵害が成立すれば、権利者が提起している謝罪、影響の除去の訴訟請求を認容しなければならない、と判示する。

(二) 一部の裁判所は、謝罪は知的財産権における人格権又は精神的な権利が侵害を受ける事件にしか適用しないとの立場をとっている。たとえば、馮雛音等が三毛集団に対して著作権侵害を理由に訴えた事件がある。事件の内容は、原告は張樂平の相続人で、被告が無断で「三毛」のアニメ・キャラクターを商標として登録申請し企業のイメージキャラクターとして使用したというものである。裁判所は、被告の行為は権利侵害が成立すると認定したが、原告の相続は著作権の中の財産権に限られるので、被告に対してその権利侵害行為について新聞に謝罪広告の掲載請求をなすことは根拠がないと判示した。⁽⁴⁾

(三) また、謝罪の目的は、権利侵害行為が権利者にもたらした悪い影響または不利な影響を除去するためである、と判断する裁判所もある。たとえば、ドイツ MV 社 (Vereinigte Motor-Verlage) 等が中国国際放送出版社に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告に対して『法制日報』に謝罪広告を掲載し、影響を除去するよう命じた。⁽⁵⁾ 中国人民解放軍空軍総医院等が北京市海淀区達輪科技公司を権利侵害を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告の行為が権利侵害に当たると認定し、被告に対して専門紙 (誌) に謝罪の声明を掲載し、原告に与えた影響を除去することを命じた。⁽⁶⁾ さらに、洛陽春都集団株

(2) 王利明ほか『民法新論 (上)』中国政法大学出版社、1988年、489頁。

(3) Trips 協定第 3 部第 2 節 民事上及び行政上の手続及び救済措置。

(4) 上海第一中級人民法院 (1996) 滬一中民初字第 94 号民事判決、上海市高級人民法院 (1997) 滬高民終 (知) 字 48 号民事判決。

(5) 北京市第一中級人民法院 (1996) 一中民初字第 36 号民事判決。

式有限公司が天津金大陸發展有限公司に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告が CCTV の「生活」という番組のために制作した導入部分は放送されておらず、公衆の中で原告に不利な影響をもたらしたわけではないとして、原告の公開謝罪の請求を認めなかった。

(四) 一部の事件において、裁判所は、謝罪、影響の除去という責任方式を負う際の要件として、権利侵害行為が権利者に商業信用・名誉の損失をもたらしたことを要求している。たとえば、珠海市飛梭電腦センター技術開発部が中山小霸王工業公司に対してコンピューターソフトの著作権侵害を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告の行為が権利侵害を構成しているが、当該行為は原告に実際上の経済損失及び商業信用・名誉上の損失をもたらしているわけではないとして、原告の損害賠償、謝罪、影響の除去の訴訟請求を認めなかった。⁽⁷⁾

(五) いくつかの案件において、裁判所は、重大な損害をもたらすことが、被告が謝罪、影響の除去の責任を負う条件である、との判断を示している。たとえば、北京パリ大磨坊食品有限公司が北京太陽城スーパーに対して商標権侵害を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告の行為が権利侵害に当たると認定した上で、原告が被告の侵害行為により重大な損害を受けたことを証明できる十分な証拠がないとして、新聞紙上での謝罪、影響の除去の広告掲載請求を認容しなかった。⁽⁸⁾

(六) 原告の謝罪請求を認容しないが、権利侵害行為が原告に悪い影響を与えた場合には、裁判所は、被告に対して影響の除去を負うように判示するケースもある。たとえば、上海市遠心機械研究所が上海宝龍生物工程設備実業公司などに対して営業秘密を侵害したことを理由に訴えた事件において、原告は、被告が「科技日報」、「新民晩報」に公開謝罪広告を掲載するよう裁判所に請求したが、認容されず、裁判所は、被告に対して右の新聞に声明文を掲載し影響を除去するよう判示した。⁽⁹⁾

(6) 北京市中級人民法院 (1993) 中經知初字第390号民事判決。

(7) 北京市海淀区人民法院 (1998) 海知初字第52号民事判決。

(8) 北京市中級人民法院 (1995) 中知初字第20号民事判決。北京市高級人民法院 (1995) 高知終字第28号民事判決。

(9) 北京市中級人民法院 (1993) 中經知初字第623号民事判決。

(10) 上海市第二中級人民法院 (1996) 滬二中經初字第340号民事判決。

第二節 知的財産権訴訟における謝罪、影響の除去の適用の改善

一 法的根拠の分析

中国民法通則第118条は、知的財産権侵害の民事責任について、「公民、法人の著作権（版權）・特許権・商標専用権・発見権・発明権及びその他の科学技術成果権が剽窃、改竄、偽造などの侵害を受けた場合、侵害停止、影響の除去、損害賠償を請求する権利を有する」と定めている。この条文は、中国民事基本法における知的財産権侵害の民事責任についての一般条項であり、特許権法、商標法のような知的財産権部門法において民事責任に関する規定がなければ、この条文を権利侵害者が負うべき民事責任の法律根拠とする。しかし、当該条文は、「謝罪」を知的財産権侵害の際に負うべき民事責任方式として規定していないので、特許権、商標権侵害訴訟において、原告がその商業名誉・信用も同時に権利侵害行為により侵害されたことを証明できない限り、権利者は権利侵害者に対して謝罪の民事責任を負わせる法律上の根拠がない。

知的財産権侵害領域では、謝罪は、民事責任の一方式として、著作権により明確化されている⁽¹¹⁾。著作権法は、著作権を侵害する者は、状況に応じて侵害停止、影響の除去、損害賠償等の民事責任を負わなければならない⁽¹²⁾。国務院が1991年6月4日に公布した「コンピューターソフトウェア保護条例」第30条は、さらにコンピューターソフトの著作権を侵害した者が「公開謝罪」の民事責任を負わなければならないとしている。改正後の著作権との一致を保つため、国務院は、2002年1月1日に施行した修正「コンピューターソフト保護条例」において、「公開謝罪」の中の「公開」の二文字を削除した⁽¹³⁾。これによって、著作権侵害訴訟において、原告が被告に対して謝罪を求める法的根拠が存在することになった。

二 謝罪、影響の除去の適用条件

謝罪、影響の除去は、権利侵害の民事責任方式として、中国民法通則及び著作権法に明記されているが、しかし、その具体的な適用要件、すなわちどのような状況下で、あるいは権利者のどのような権利が侵害されたときに、権利侵害者が当該責任を負うことになるのか、明らかではない。たとえば、民法通則118条は、知的財産権を侵害された権利者は、権利侵害者に対し、侵害停止、影響の除去、

(11) 改正前著作権法第45条、46条、改正後著作権法第46条、47条を参照。

(12) 改正前著作権法第45条、46条、改正後著作権法第46条、47条及びコンピューターソフトウェア保護条例第24条の規定を参照。

(13) コンピューターソフトウェア保護条例第24条。

損害賠償を求める権利を有するが、その影響の除去請求が満たされるような基準について、法的根拠がない。また、中国現行の著作権法第46条は、「以下に掲げる権利侵害行為に該当する場合、状況に応じて、侵害停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない」と定めているが、「状況に応じて」という用語も曖昧で、影響の除去や謝罪の適用要件について明確にしていない。これもまた知的財産権侵害訴訟における裁判所の判断の差異をもたらした原因であろう。

民法学者は、謝罪、影響の除去の適用要件について、ほとんど研究していない。ある学者は、謝罪、影響の除去は、通常、人格権及び知的財産権を保護する法的方法に過ぎないと説く。⁽¹⁴⁾つまり人格権又は知的財産権が侵害を受けたとき、はじめて権利侵害者に対してこの2つの責任を問うことができるというのである。現在のところ、中国の一般民事権利侵害訴訟において、謝罪、影響の除去は、公民の姓名権、肖像権、法人の名称権、公民・法人の名誉権、榮譽権及びその他の事件権が侵害されたときにしか適用できない。これは、民法通則第120条の規定によるものである。知的財産権には、それ固有の特徴があるが、民事権利の1種として、法律にほかの規定がない限り、救済原則においてはその他の民事権利と同様である。知的財産権侵害行為が成立しさえすれば、権利侵害者は謝罪、影響の除去の民事責任を負うことになるので、権利者に対して「過保護」(overprotection) になってしまう可能性がある。知的財産権の「過保護」と「保護不足」(underprotection) は、ともに害がある。しかも、この種の「過保護」自身もこの2つの民事責任方式を設ける目的に反しているのである。たとえば、謝罪の場合、この種の方式を適用することによって、当事者の対立を緩和し、歩みよりを促進して和解に達するよう⁽¹⁵⁾に促すことができる。しかし、被害者がひたすら権利侵害者に対して謝罪を求めるのに、相手は面子又はその他の原因で謝罪しなければ、当事者間の対立が深まり、和解可能性も低くなる。多くの事件において、謝罪するか否か、いずれの方法で謝るかは、当事者間の和解を制約する「ボトルネック」となっている。たとえば、乙は許諾を得ずに甲の特許を実施し、乙は損害賠償責任を負うつもりでいるが、甲は訴訟において乙に対して複数のメディアを通して公開謝罪を求め、絶対に相手を許さず、また、乙も権利侵害の故意がなくかつプライドが強い場合、双方に和解を促すのは明らかに困難である。

民法通則の規定、中国における民事権利侵害の救済、知的財産権侵害救済の経験及び学術研究の成果を踏まえて、筆者は、謝罪、影響の除去は、知的財産権侵

(14) 王家福主編『中国民法学・民法債法』法律出版社、1991年、243頁。

(15) 王利明＝楊立新『侵權行為法』法律出版社、1996年、106頁。

害訴訟の中での適用について一定の制限を設けるべきであると考え。二者の適用要件はそれぞれ以下の通りである。

(一) 謝罪の適用要件

謝罪は、知的財産権者の人格権又は精神的権利が侵害を受けたときにしか適用されない。知的財産権は、すべて人格権及び財産権によって構成されているのか、この問題は長期にわたって議論されてきた問題である。現在では、著作権は人格権と財産権を含み、特許権、商標権、営業秘密権等の知的財産権は財産権であるという考えが、通説になりつつある。したがって、著作権者は、その作品に対して享有する人格権が侵害を受けたとき、被告に対して謝罪の責任を負うように求めることができ、かつ裁判所はその請求を認容すべきである。もし原告が、中国現行の著作権法第10条第3項によって著作権者から一作品について享有する全部又は一部の財産権を譲り受け、これらの権利が侵害された場合には、被告に対して謝罪の責任を求める権利を有しない。同様に、信託の方式で著作権の全部又は部分的財産権に対して委託管理を受けている集団管理組織は、自らの名義で権利侵害訴訟を提起するとき、被告に対して謝罪を求める訴訟請求を認容してはならない。たとえば、中国音楽著作権協会が北京騰図電子出版有限公司に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、⁽¹⁶⁾一審裁判所は、被告が事件に関連する音楽作品を用いて出版し、CD等の製品を制作して販売したとき、規定により報酬を支払っていないとして、権利侵害を認めた。しかし、音楽作品の著作権者が原告に対し、信託の方式で当該音楽作品の著作権という財産権のうち、公開公演権、放送権及び録音製品発行の権利しか委託管理の授權をしなかったとして、原告の謝罪請求を認めなかった。

しかしながら、作者の人格権は、知的財産権侵害者が侵害できない唯一の人格権である。不正競争防止領域において、行為者の行為につき不正競争行為が成立するだけでなく、他人の人格権への侵害も成立する事例がある。中国の不正競争防止法に禁止する二種類の行為は、次のような性質を有する。その一は、当該法律の第5条第3項に規定する禁止行為で、市場取引において勝手に他人の企業名称又は姓名を利用し、他人の商品であるかのように人を誤認させる行為である。これは一種の不正競争行為であり、同時に企業名称権及び公民の姓名権は、民法通則第99条によって保護されている人格権であるので、この行為は同時にその他の民事主体の人格権を侵害することになる。その二は、中国不正競争防止法第14条に禁止する商業イメージを低下させる行為で、虚偽事実を捏造拡大し、競争相手の商業上の信用・名誉、商品の名声・名誉を毀損する行為である。商業信

(16) 北京市第一中級人民法院 (2001) 一中知初字第244号民事判決。

用・名誉と商品の名声・名誉を合わせて「商誉」という。権利者がその「商誉」に対して享有する権利が「商誉」権である。法人についていえば、「商誉」権と名誉権とは差異がなく、2つの概念は一致していると主張する学者がいる。筆者は、この見解にはあまり賛成できない。中国の法人は、企業法人と非企業法人からなる。非企業法人は、さらに機関法人、事業単位法人及び社会团体法人に分けることができる⁽¹⁸⁾。筆者は、すべての法人に名誉権があると考えますが、実際には企業法人すなわち営利法人しか「商誉」権を有しない。もし検察院のような機関法人について「商誉が悪くない」といった場合、これは単なる滑稽又は諷刺の話であるに過ぎない。企業法人について、筆者は「商誉」権は名誉権の核心内容であるとする学者の見解に賛同する。名誉権は民法通則によって保護されている人身権の1つであるので、商誉権も人格権の属性を有する。したがって、不正競争防止法第14条により禁止されている商業イメージを低下させる行為は、経営者の「商誉」権を侵害する行為でもある。理論上も実務上も、不正競争行為は権利侵害行為であると認められているので、不正競争防止法第5条第3項、第14条により不正競争防止の訴えを提起する権利者は、裁判所に対して民法通則第120条により被告に謝罪の民事責任を負わせるように求めることができる⁽¹⁹⁾。

権利侵害者は、著作権者の相続人に対して、謝罪の責めを負わなければならないのか。これは著作権に関する司法実務において研究を要する問題である。中国著作権の規定によれば、公民の死亡後、その作品の使用権及び報酬取得権は、法律の保護期間内で、相続法の規定により移転する。その著作権の内の署名権、修正権及び作品の完全性を保護する権利は、作者の相続人又は受遺者が行使するが、相続人又は受遺者がいない場合は、行政管理部門がこれらの権利を管理する⁽²¹⁾。中国の裁判所では、権利侵害者が著作権者の相続人に対して謝罪の責任を負う必要があるか否かの問題については、見解の対立がある。たとえば、周豊一等が中国ラジオ・テレビ出版社に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、北京市の裁判所は、周豊一等は周作人の作品の使用権及び報酬取得権の相続人であって、被告が許諾を得ずに周作人の作品を編集・出版した行為は、原告の

(17) 張今『知識産権新視野』中国政法大学出版社、2000年、145頁。

(18) 梁慧星『民法総論』法律出版社、1996年、123～124頁。

(19) この状況下でも、当該規定により裁判所に対して被告の影響除去責任を請求することができる。

(20) 改正前の著作権法第19条第1項。

(21) 1991年5月30日、国家版權局が發布した中華人民共和國著作權法實施條例第20条。同条は、著作権の中での発表権の保護問題を言及していない。筆者の考えでは、当該権利は、その他の人格権と同様の保護を受けなければならない。

右権利を侵害することになり、被告に対して『北京日報』にて公開謝罪をするよう命じた。⁽²²⁾しかし、前述した馮雛音等が江蘇省三毛集団に対して著作権侵害を理由に訴えた事件においては、上海の裁判所は、原告が相続しているのは著作権者の財産権であるとして、被告に対する権利侵害行為についての謝罪請求は法的な根拠がないと判示した。⁽²³⁾筆者の考えでは、著作権の内の各権利を明確に人格権と財産権に分けることができるのであれば、権利侵害者が原告の相続した財産権しか侵害していない場合には、中国民事裁判の慣例及び前述した謝罪責任を制限する理由により、被告に対して謝罪の責任を負わせない方が適切であろう。しかし、もし権利侵害行為により悪い影響をもたらした場合、被告に対して影響の除去の責任を負うように命ずることができる。

もし被相続人の著作権の中の人格権が侵害を受けた場合、被告は相続人（原告）に対して謝罪の責任を負うかという問題がある。筆者の考えでは、この問題は区別して扱うべきである。著作権の中の人格権を侵害する行為は、必ず社会に悪い影響をもたらすことになる。たとえば発表権への侵害の場合、作者が生前に作品を公表したくなく、又は特定の時期を選んで公表したいという意思に反して作品を公表すると、人々は作者の意思を誤解することになる。署名権、修正権及び作品の完全性を守る権利に対する侵害は、原作の元のイメージを変更することになる。この2つの侵害類型は共に大衆の中で悪い影響を与えてしまうので、被告は影響の除去の責任を負わなければならない。しかし、原告は、前述した人身権の所有者ではないので、裁判所は、被告に対して謝罪を命ずるべきではない。もし被相続人の人身権が侵害されると同時に、被相続人の名誉権にも損害をもたらした場合、裁判所は、最高人民法院の「名誉権事件審理に関する若干の問題の解答」の関連規定、⁽²⁴⁾及び「死亡者の名誉権が法律により保護を受けなければならないことについての回答」⁽²⁵⁾（すなわち「『荷花女』名誉権侵害事件の処理についての指示を求める報告」の回答）により、被告に対して影響の除去の責任を負わせると同時に、原告に対して謝罪の責任も負担させることができる。たとえば、ある真面目な作家が書いた小説に、他人が勝手に色情的内容を書き加えることになった場合、必然的に当該作家の名声・名誉に影響を与えてしまう。同様に、当該作家の相続人すなわち原告にとってみれば、この種の行為は公衆に原告には色情小説を

(22) 北京市西城区人民法院（1995）西民初字第74号民事判決、北京市第一中级人民法院（1996）一中知終字第8号民事判決。

(23) 上海市第一中级人民法院（1996）滬一中民初字第94号民事判決。上海市高级人民法院（1997）滬高民終（知）字48号民事判決。

(24) 1993年8月7日、最高人民法院の法発〔1993〕15号通知5、10の部分参照。

(25) 1989年4月12日最高人民法院の〔1998〕民他字第52号。

書く先祖がいるという印象をもたれてしまい、原告にとっても名誉権の侵害が成立する。公民が死亡後、その作品の人格権は、著作権行政管理部門が保護している場合、当該人身権が侵害を受ければ、当該行政部門が被告に対して影響の除去を求める権利を有する。

実務では、公民が死亡後にその著作権の内の人身権及び財産権が共に侵害された事件がある。たとえば、裴立と劉薔が山東景陽崗酒工場に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、原告は、「武松打虎」の作者である劉繼卣(1983年死亡)の相続人であり、被告が1980年に劉繼卣の許諾を得ずに当該作品を無断で改竄し、自ら製造している景陽崗という酒のビン及び包装の装飾に用いて、当該作品のイメージや完全性を破壊したとして、一審裁判所は、被告に対して書面での謝罪と影響の除去を命じ、二審裁判所もこれを追認した。⁽²⁶⁾ 当該事件の事実の部分では、権利侵害行為が原告の名誉を侵害したかどうかという問題について触れていないが、この判決は著作権侵害訴訟における謝罪責任の問い方を考える際に参考に値する。

(二) 影響の除去の適用条件

影響の除去は、公民又は法人の人格権が侵害を受けた場合にしか適用してはならないと主張する学者が⁽²⁷⁾いる。筆者の考えでは、右の考え方は余り適当ではない。知的財産権侵害行為により権利者の人格権が侵害を受けた場合、たとえば、前述した作者の人格権が侵害されたことにより作者本人又はその相続人の名誉も損害を受けると同時に、悪い影響をもたらした事件において、権利侵害者は謝罪の責任を負うだけでなく、影響の除去の責任も負わなければならない。特許権侵害事件において、権利侵害者が品質の悪い模造品を市場で大量に販売し、消費者にこの種の特許製品の品質が悪いと誤認をさせ、あるいは権利侵害者が特許権者の名義を偽って、特許権者の信用を低下させる⁽²⁸⁾ような行為は、明らかに特許権者の商業及び商品のイメージに悪い影響をもたらすことになってしまい、権利侵害者が影響の除去の責任を負わなければならない。しかしながら、知的財産権侵害の領域においては、権利侵害行為は、特許権者の人格権に損害又は悪い影響を与えてしまう事件が存在するだけでない。権利侵害行為により権利者又は産業全体に悪い影響をもたらすものの、権利者の人格権は侵害を受けない事件も存在する。たとえば、パリ条約は、公衆を誤認させるような行為を禁止すると明記しており、「製品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるよ

(26) 北京市海澱区人民法院(1996)海知初字第29号民事判決、北京市第一中級人民法院(1997)一中知終字第14号民事判決。

(27) 前掲注15、105頁。

(28) 程永順『特許訴訟』(第2版)特許文献出版社、1994年、129頁。

うな取引上の表示及び主張」を禁止している⁽²⁹⁾。また、中国の不正競争防止法第 9 条第 1 項は、虚偽の宣伝活動を禁止すると明記している⁽³⁰⁾。誤認させる行為又は虚偽宣伝により、侵害を受けるのは、まず消費者であり、次は、同業者の正当な競争の権利が侵害を被る。このような場合には、権利侵害者は、影響の除去の責任を負わなければならない。被告が影響の除去の責任を負う理由とは、その不正競争行為により、消費者の間でもたらされた悪い影響を除去するためであり、社会公共利益の体现のためでもある。

中国民法通則第118条によると、影響の除去は、知的財産権侵害を問うための民事責任方式の1つであるが、知的財産権侵害者が必ず負わなければならない民事責任ではない。筆者の考えでは、影響の除去の適用要件は、権利侵害行為により原告の人格権が侵害されることではなく、権利侵害行為が悪い影響をもたらした場合であり、それが原告の商業・商品のイメージに対する影響か、消費者を誤らせた結果かは問わない。影響の除去の、知的財産権侵害領域での適用については、中国では濫用される傾向があるという大きな問題が存在する。たとえば、被告の権利侵害行為が悪い影響をもたらしているのか、どのような悪い影響をもたらしたのかについて、原告は挙証せず、裁判所も証拠調べをせずに、被告に影響の除去の責任を負わせることを判示する裁判例がある。したがって、公平・合理のため、原告は訴訟において、被告の権利侵害行為がどのような悪い影響をもたらしたのか、及びその範囲はどの程度であるのかを証明しなければならない。証明がなければ、影響の除去の訴訟請求を認容してはならない。

指摘しておかなければならないのは、もし原告が、すでに本稿第六章で述べたように影響の除去費用の賠償を得た場合には、被告は影響の除去の責任を負う必要がないということである。そうしないと、原告は不正に「二重賠償」(double recovery)を得ることになる。

三 謝罪、影響の除去は2つの独立した民事責任方式である

中国民法通則第120条や、謝罪、影響の除去の概念及びその適用要件によると、謝罪と影響の除去は2つ独立した民事責任方式であることが分かる。したがって、謝罪の目的は影響の除去のためである、あるいは悪い影響をもたらしていないので謝罪する必要がないといった見解は、再考を要する。

この点について、すでに認識している裁判所もある。たとえば、スウェーデンの会社 Mark Bric Display AB が上海ヒマラヤ広告会社に対して不正競争を理由

(29) バリ条約第10条の2第3項。

(30) 経営者が公告又はその他の方法を利用して、商品の質、材料、性能、用途、生産者、有効期限及び産地等について他人を誤解させるような虚偽宣伝をすることである。

に訴えた事件において、原告は、裁判所に対して被告に原告の広告を模倣したという不正競争行為について公開謝罪するように求めた。これについて、裁判所は、中国民法通則第118条により、被告が負うべき権利侵害の民事責任は、侵害停止、影響の除去、損害賠償であると認定すると同時に、「原告が被告に対して求めている公開謝罪の訴訟請求は、必ずしも不合理であるとはいえず、法律の規定する被告が負うべき影響の除去という民事責任とは完全に同じというわけではない」ので、「被告に新聞等のメディアに謝罪声明を用いて影響の除去を行わせたいのは法的根拠がある」と判断した。結局、裁判所は、被告に対して『解放日報』、『新民晩報』、『科技日報』、『経済日報』に「[致歉] (謝罪) 声明」を掲載し、影響を除去するよう命じた。⁽³¹⁾しかしながら、この事件の処理結果には、矛盾を感じる。裁判所は、まず原告の当該請求は合理的であると認めながら、法的根拠がないとして、被告に対して「謝罪声明」を掲載し影響の除去するよう命じた。しかし、「謝罪声明」は謝罪の形式の1つであるので、つまり裁判所はやはり原告の法的根拠のない訴訟請求を認めたのである。

もし裁判所が、原告の謝罪の訴訟請求には法的根拠がないと認定し、証拠調べや審理等を通じて被告の行為が悪い影響をもたらしていることを確定できた場合、原告の謝罪請求を認めない代わりに、職権をもって被告に対して影響の除去の責任を負わせることができるか。筆者は、できると考える。前述したように、影響の除去は、権利者に対する救済の方法であるだけでなく、権利侵害行為が社会公衆にもたらした錯覚や誤った印象を除去することもでき、社会公共利益を体现する。社会公共利益に関連する場合、裁判所は、職権によりこの重大な利益を守ることができる。実務において、次のようなケースがある。オンライン起華等が黄国琪等を訴えた、著作権侵害の事件において、原告が被告に対して侵害停止、謝罪及び損害賠償を求めた。裁判所は、被告が原告の相続作品の使用権及び報酬取得権を侵害し、原告の財産上の損害をもたらし、かつよくない社会影響をもたらしたと認定し、侵害停止、影響の除去及び損害賠償の民事責任を負わなければならないとして、被告に対して『光明日報』、『人民日報』の海外版において、影響を除去するための文書の掲載を命じた⁽³²⁾(文章は、10×12cm以上である)。

謝罪、影響の除去は、2種類の独立した民事責任方法であるとはいえ、中国民法通則第134条第2項によると、この2種類の責任方法は、併合して適用することができる。併合して適用する前提は、知的財産権侵害行為により原告の人身権、又は当該行為により原告の財産権が侵害され、悪い影響をもたらしたことで

(31) 上海市第二中級人民法院 (1998) 滬二中知初字第93号民事判決。

(32) 上海市第二中級人民法院 (1994) 滬中民初(知)字第57号民事判決。

ある。たとえば、呉冠中が上海朶雲軒等に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告が原告署名の美術作品を偽って販売する行為は、原告の名声・名誉及びその作品の販売に損害をもたらし、著作権侵害を構成することを認定し、被告に対して「人民日報」(海外版)、「光明日報」において、原告に謝罪し影響を除去する文書を掲載するように命じた。⁽³³⁾ また、上海匯麗床板清貧有限公司が深圳森林王木業有限公司を訴えた不正競争事件では、裁判所は、被告の不正競争行為が原告の商業上の信用・名誉及び製品の名声・名誉を害ったとして、被告に対して謝罪及び影響の除去の責任を負うように命じた。⁽³⁴⁾

四 謝罪、影響の除去の適用方法

(一) 具体的な方法

謝罪は、口頭の方法で行うことができる。たとえば、裁判所は被告に対して法廷の場で原告に謝罪するように命じることができるし、書面その他の方法で行うように命じることでもできる。もし、被告が一定の方法でその権利侵害行為について謝っている場合は、裁判所は、判決において被告の謝罪責任を免除することができる。たとえば、李中南等が北京燕山出版社を訴えた著作権侵害事件において、二審裁判所は、被告が原告の許諾を得ずに、無断で原告の翻訳作品を出版した行為は、権利侵害を構成するが、当該被告はすでに法廷審理の間に原告に対して謝罪の意を表したとして、関連刊行物において公開謝罪をしなくてもよいと判示した。⁽³⁵⁾ さらに、上海希格瑪電子陶磁器有限公司が上海瑞侃電纜部品有限公司に対して、不正競争を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告が宣伝パンフレット及びビデオテープの中で国産陶磁器 PTC の性能・質を歪曲した行為は、不正競争を構成するが、被告がすでに「科技日報」において国産陶磁器 PTC の生産会社に対して謝っているととして、原告の被告に対する新聞紙上での謝罪の請求を認めない、と判示した。⁽³⁶⁾

影響の除去については、原則的な制限がある。すなわち被告が広い範囲で悪影響をもたらし、当該範囲内で悪影響を除去すべき責任を持ち、裁判所が判示した影響の除去の方法が、この点を実現できるものでなければならない。実践では、裁判所は、新聞・雑誌、ホームページのトップページ又はテレビにおいて掲載又は声明を発布する方法を採用し、悪い影響を除去するようにする。もし一審裁判

(33) 上海市第二中級人民法院 (1994) 滬中民 (知) 初第109号民事判決、上海市高級人民法院 (1995) 滬高民 (知) 終字第48号民事判決。

(34) 上海市第二中級人民法院 (1998) 滬二中 (知) 初字第53号民事判決。

(35) 北京市第一中級人民法院 (1998) 一中知終字第48号民事判決。

(36) 北京市第二中級人民法院 (1998) 二中知初字第17号民事判決。

所が被告に命じた影響の除去の方法は被告がもたらした影響を除去するに十分でない場合、二審裁判所は、悪い影響を除去する目的を達成するためにその方法を改める。たとえば、中化四平製薬工場が不正競争を理由に敦化市華康製薬工場等を訴えた事件において、被告が中国テレビ新聞に曖昧な広告を掲載し、不正競争を構成したとして、一審裁判所は、被告に対して書面で謝罪し、影響を除去するように判示した⁽³⁸⁾。原告はこれを不服として上訴し、二審裁判所は、書面での謝罪だけでは当該虚偽広告によりもたらされた影響を除去することができないとして、一審判決を改め、被告に対して中国テレビ新聞において声明を掲載し、真実でない広告を改めるように命じた⁽³⁹⁾。

(二) 適用方法の執行可能性及び経済効率の問題

1、執行可能性問題

裁判所は、被告が謝罪、影響の除去の方法を決定する際、当該判決の執行可能性を考慮しなければならない。周祖貽が北京市西城区阜外偉宇電腦デザイン室等に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、原告は、被告が制作し中央電視台で放送した「万利達 VCD」製品についての15秒 CMにつき、自らの著作権を侵害したとして、裁判所に対して、被告が中央電視台にて原告に公開謝罪をなすよう請求した。裁判所は、被告の行為が権利侵害を構成することを認定したが、この訴訟請求は、実際の執行条件を具備せず、状況に応じて被告ら三者に対して書面で原告に謝罪するように判示した⁽⁴⁰⁾。筆者は、裁判所のこの判断に賛成する。中央電視台は、事件の当事者でなく、裁判所は、被告に対して当該電視台に声明を発表するように命じたとしても、当該声明を放送すべきかどうかの判断は、中央電視台と被告の合意に左右されることになる。中国のメディア界における中央電視台の立場を考えると、被告のために当該声明を放送することはできない。また、ある事件において、裁判所は、被告に対してある新聞の一面において声明を掲載し、原告に謝罪し、影響を除去するように判示した。しかし、新聞の版面の配置は、一定のルールがあり、すべての原稿・文章を一面に掲載することができるわけではない。したがって、筆者は、この種の判決も執行可能性の問題に関係すると理解している。このほか、もし裁判所が、被告に対してメディアを通じて謝罪、影響の除去の責任を負わせるのであれば、少なくとも15日間の執行

(37) 謝罪、影響除去の適用方法は、本章第2節で検討した裁判例の中でも言及。

(38) 北京市海澱区人民法院 (1995) 海経初字第1026号民事判決。北京市第一中級人民法院 (1999) 一中知終字第185号民事判決。

(39) 北京市第一中級人民法院 (1995) 一中知終字第22号民事判決。

(40) この事件は、上海市第二中級人民法院が1999年4月20日に一審終結。詳細については、寿歩ほか主編『知識産権名案新析』吉林人民出版社、2002年、29～33頁。

期限を残さなければならない。雑誌等の刊行物において執行を行う場合は、少なくとも45日の執行期限を与えなければならない。もちろん、具体的な新聞・雑誌の出版・発行の周期についても裁判所が執行期限を決定する際に考慮しなければならない要素である。

2、経済効率問題

裁判所は、被告が負う謝罪、影響の除去の方法の経済効率も考慮しなければならない。一部の事件において、原告は裁判所に対して被告がメディア、版面又は回数を特定して謝罪し影響の除去声明の掲載を命じるように請求することがある。たとえば、上海天府之国美食世界有限公司が上海紅磨坊俱樂部有限責任公司に対して不正競争を理由に訴えた事件では、裁判所は、被告に対して判決の効力が生じた日から20日以内に上海市のある市レベルの新聞⁽⁴¹⁾において、1/6の版面を以て謝罪の声明を掲載し、影響を除去するように命じた。また、ある特殊な標識権をめぐる事件において、被告が当該標識を使用しテレビで不法な広告28回を行ったとして、一審裁判所は、被告に対してテレビで28回の謝罪を行うように命じた。確かに、裁判所の右のやり方は、原告に謝罪し権利侵害による悪い影響を除去する目的に達することができると思われる。しかし、裁判所は以下のように判断した。被告にこの2種類の責任方法を負わせることを決定する際、被告が執行のために支払わなければならない費用の問題を考慮すべきである。謝罪の方法は、被告が原告に対する謝罪の意思を表明できれば足りる。影響の除去の方法は、被告のどの行為が原告にどのような影響を与えたかを表明し、影響を除去すれば十分である。謝罪、影響の除去の声明の目的は、広告の目的と異なる。被告が権利侵害広告の回数と同様な回数声明を出さなければ、原告に謝罪し影響の除去の目的に達することができないというわけではない。「歯には歯を、目には目を」という謝罪、影響の除去方法では、経済資源又はその他の資源の浪費を避けることができない。

五 謝罪、影響の除去の民事責任方法の強制執行

もし被告が原告に謝罪、影響の除去を行うように命じられた判決に従わない場合、裁判所は謝罪、影響の除去の目的を達成するために、原告にメディアを通じて声明を発表する権限を与えることができる。たとえば、英国聯合利華公司在上海市第三百貨店分店等12の被告に対して商標権が侵害された理由で訴えた事件では、裁判所は、第9被告、第10被告、第11被告、第12被告に対して、判決の効力が生じた日から30日以内に、各地の省レベルの新聞において、8×4cmの版面より

(41) 上海市静安区人民法院 (1994) 静經初字第87号民事判決。

大きい謝罪声明を出し、原告に謝罪し、その内容は裁判所が審査して決める、と判示した。さらに、判決において、強制執行方法も明確にし、被告が規定の期限内に新聞に謝罪の声明を掲載しなければ、原告が被告の住所地の省レベルの新聞に声明を掲載し、内容は裁判所が審査して決める、費用は、各被告が負担する、とした。⁽⁴²⁾

最高人民法院が発布した「名誉権事件の審理についての若干の問題の解答」⁽⁴³⁾第11条は、権利侵害者が効力が生じている判決の執行を拒否する場合、相手当事者の名誉回復・影響の除去のため、裁判所は、公告・新聞掲載等の方法を採用して、判決の主要な内容及び関連状況を公布し、費用は権利侵害者に負担させ、民事訴訟法106条6項により処理することができる、と規定する。知的財産権侵害紛争における謝罪、影響の除去責任の強制執行について、裁判所もこの規定により執行を行い、ハイテクノロジーの発展に伴い、この2種類の責任強制執行方法を新たに加えたのである。王蒙が世紀ネット通信技術有限公司に対して著作権侵害を理由に訴えた事件において、裁判所は、被告が著作権者の許諾を得ず、そのホームページ上で原告作品「堅硬的稀粥」(硬いお粥)を使用した行為は権利侵害を構成するとして、相応の法律責任を負わなければならないと認定し、被告のホームページの一面に声明を掲載し、原告への公開の謝罪を含むと判示した。また、被告は、判決に従わなければ、裁判所は、判決書の内容により自ら公告を作成し、全国発行の新聞の電子版のトップページにおいて掲載することができ、⁽⁴⁴⁾関連費用は、被告が負担すると判示したのである。この種のやり方は、十分肯定できる。

(42) 上海市楊浦区人民法院 (1991) 楊法経字第577号民事判決。

(43) 最高人民法院の1993年8月7日の法発 [1993] 15号通知。

(44) 北京市海淀区人民法院 (1999) 海知初字第57号民事判決、北京市第一中级人民法院 (1999) 一中知終字第185号民事判決。